

○農林水産省告示第千二百四十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十三の規定に基づき、平成十六年九月二十九日農林水産省告示第七百七十四号（ブラジル産ケント種及びトミニアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

三の(二)の「チチュウカイミバエ」の下に「ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）」を加える。
六の(一)及び(二)中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。